

## 重要インフラ緊急点検実施について

## 1. 背景、概要

直近の自然災害（平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、北海道胆振東部地震等）を踏まえ、9月21日に重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議が開催され、28日国土強靱化担当大臣において重要インフラの緊急点検と対応方策をとりまとめることになった。

この決定を受け、国土交通省港湾局においては、港湾分野における高潮浸水に伴う電力喪失等を原因とする致命的な機能障害の回避や自然災害時に人命を守るための機能を確保すべく、主要なコンテナターミナル等において、岸壁及びターミナルの天端高、耐震性や非常用電源設備等の整備状況等について緊急点検を実施することとした。

（別紙フロー図 参照）

## 2. 対象施設数（国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾）

	直轄	補助	計
1) 外貿コンテナターミナル	21	14	35
2) 内貿ユニットロード	7	28	35
3) クルーズ船岸壁	7	0	7
4) 緊急物資輸送ターミナル	12	23	35
5) 臨港道路(トンネル、橋梁)	3	8	11
6) 防波堤	11	13	24

直轄：直轄事業整備、補助：補助事業等整備（直轄事業整備以外）

## 3. 点検内容

- ・平成30年台風21号等を踏まえ、ターミナルの耐震性や電源位置の確認等の緊急点検を行う。
- ・平成30年台風21号等を踏まえ、臨港道路におけるトンネルの冠水対策や耐震性等の緊急点検を行う。
- ・平成30年台風21号後の24号、25号等を踏まえ、防波堤の越波・高潮対策や耐震性等の緊急点検を行う。

## 重要インフラの緊急点検にかかる対応フロー

